

ガラスハウス利活用事業について、ガラスハウス利活用事業における施設改修及び維持管理に係る実施契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和3年12月13日

津山市長 谷口 圭三

1 事業名

ガラスハウス利活用事業

2 公共施設等の名称及び立地

ガラスハウス

津山市大田512番地他

3 契約期間

令和3年11月30日から令和14年3月31日

4 公共施設等の整備等の内容

設計業務

施設改修業務

維持管理業務

5 契約金額

金265,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

6 選定事業者の商号又は名称

岡山県津山市京町80番地

株式会社G l o b e

代表取締役 関元 崇志

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、「契約約款」の以下の条項のとおりである。

(事業者の債務不履行等による解除等)

第35条 次の各号の一に該当するときは、本市は、特段の催告をすることなく本契約の全部を解除することができる。

(1) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によって、当該申立てがなされたとき。

(2) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ本市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、60日以内にその違反が是正されないとき。

(3) 事業者の都合により事業日程が大幅に遅延し、本市と事業者との協議を経ず、本契約の締結後2か年を過ぎても第22条の完成確認が終了しないことが明白になったとき。

(4) 前各号に規定する場合のほか、事業者が合理的理由なく本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その責めに帰すべき事由によって本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

(5) 次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(その後の改正を含め、以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

ハ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(本市の債務不履行による解除等)

第36条 本市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 本市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、遅延法定率を乗じて計算した額(1年を365日として日割計算とする。)を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令の変更及び不可抗力)

第37条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約に従って施設改修業務の遂行ができなくなったとき若しくは維持管理業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約に従って施設改修業務又は維持管理業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は本市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、本市及び事業者は、本契約の変更(解除を含む)並びに損害、損失及び費用負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が整わない場合、本市は事業者に対して、不可抗力に対する対応を指示することができる。事業者は、当該指示に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙9(不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。

(供用開始日前の解除の効力)

第38条 供用開始日(同日を含まない。)前に第35条から第37条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、本市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、対象施設(出来形部分を含む。)を取り扱うものとする。

(1) 第35条に定めるところにより本契約が解除された場合で、本市が当該解除後に対象施設を利用するときは、本市は、事業者の費用負担において、本市による完成確認が未了の対象施設を検査したうえで、検査に合格した対象施設の全部又は一部(以下「合格部分」という。)のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。

また、既に本市による完成確認が完了している対象施設については、本市は事業者に対して、施設整備費を別紙8(サービス購入料の金額と支払等について)に定めるところに従い支払うものとする。

ただし、第35条第5号に該当する場合、本市は一切の支払い義務を負わないものとする。

(2) 第36条の定めるところに従って本契約が解除された場合、本市は、自己の費用負担において、本市による完成確認が未了の対象施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者には所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。

なお、既に本市による完成確認が完了している対象施設については、本市は事業者に対して、施設整備費を、別紙8（サービス購入料の金額と支払等について）に定めるところに従い支払うものとする。

(3) 第37条の定めるところに従って本契約が解除された場合、本市は、自己の費用負担において、本市による完成確認が未了の対象施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者には所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。

なお、既に本市による完成確認が完了している対象施設については、本市は事業者に対して、サービス購入料のうち施設整備費に相当する額を、別紙8（サービス購入料の金額と支払等について）に定めるところに従い支払うものとする。

(4) 前3号に定めるところの検査に際して合理的に必要と認められるときは、本市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえで、対象施設を最小限度破壊して検査することができる。

(供用開始日後の解除の効力)

第39条 供用開始日(同日を含む。)後に第35条から第37条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、本市は、第25条に定めるところに従って引渡しを受けた対象施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合、本市は、本契約が解除された日から10日以内に本件施設の現況を検査したうえで、対象施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる(ただし、通常使用による劣化、損耗はこの限りではない)。事業者は、自らの費用負担において対象施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに本市に対してその旨を通知するものとする。本市は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了確認を行うものとする。

3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに維持管理業務を、本市又は本市の指定する者に引き継ぐものとし、本市又は当該第三者が維持管理業務を引き継ぐために合理的に必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項の定めるところに従って、本市が維持管理業務を引き継いだ後、本市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

(1) 本契約の解除が第35条の規定に基づくときは、本市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を、別紙8（サービス購入料の金額と支払等について）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により対象施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ本市の被る損害額が未払い

の施設整備に係る対価を上回る場合には、本市は、サービス購入料のうち未払いの施設整備費に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備費の支払義務を免れることができるものとする。また、第35条第5号に該当する場合、本市は一切の支払い義務を負わないものとする。

(2) 本契約の解除が第36条の規定に基づくときは、本市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を別紙8(サービス購入料の金額と支払等について)の定めるところに従い支払うとともに、第42条第3項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息(遅延法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

(3) 本契約の解除が第37条の規定に基づくときは、本市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を、別紙8(サービス購入料の金額と支払等について)の定めるところに従い支払うものとする。また、本市は事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

8 契約終了時の措置に関する事項

事業終了時の措置に関する事項は、「契約約款」の以下の条項のとおりである。

(契約期間)

第34条 本契約の契約期間は、本契約成立日から令和14年3月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

(事業期間の延長)

第45条 事業者は、本市に対して令和11年3月末日までに事業期間延長を希望する旨の届出を提出することができる。

2 前項の届出を受けた場合、本市は、事業者と協議を行った上で、令和24年3月末日を超えない範囲内で事業者が希望する日まで本事業期間の延長について、それまでの運営状況等を踏まえ審議する。

3 本市は、前項の審議の結果を令和13年4月末日までに、事業者に通知するものとする。

4 本市が事業期間延長を認めた場合、原則として、対象施設の保有に係る保険の他は、本市が新たにサービス購入料等の負担はしないものとする。

5 本条の規定に基づき、本市と事業者の間で合意があった場合は、新たな契約を締結することで、事業期間を延長するものとする。